資 料 提 供 令和 5 年 3 月 2 8 日 自 然 環 境 課 内 線 : 4 2 6 0 外 線:076-225-1475 畜産振興・防疫対策課内 線 : 4 7 0 2 外 線:076-225-1625

<u>死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスに係る</u> <u>野鳥監視重点区域の解除と野鳥監視パトロールの終了について</u>

小松市内で2月27日に回収されたハヤブサ1羽の死亡個体から、鳥インフルエンザウイルスが検出されたことに伴い、同日、環境省が指定した野鳥監視重点区域については、

その後、新たな鳥インフルエンザの発生がなかったため、環境省は、昨日 27日24時をもって同区域を解除しました。

これに伴い、県が、同区域内で実施してきた野鳥監視パトロールについて も終了しましたので、お知らせします。

なお、同区域内での監視パトロールでは、野鳥の死亡個体や衰弱個体は 確認されませんでした。

環境省は全国の野鳥における鳥インフルエンザ対応レベルを、依然として 最高レベルである「レベル3」としており、県としては、引き続き、県内の 野鳥の監視体制の強化や情報収集、家きん飼養施設における予防対策の 強化に努めます。